

(2) 搬入廃棄物の受入不可措置

搬入物検査等で**不正行為等が確認された場合**、搬入廃棄物を受入不可とし、**運搬車両は搬入廃棄物を積載したまま帰っていただきます**。また、**処分場へのダンピング（廃棄物投入）の後に不正搬入が確認された場合**であっても、廃棄物が回収可能であれば、**当該物を運搬車両へ積載し直し、持ち帰っていただきます**。

1	搬入廃棄物に木くず等の受入不可物が混入していた場合
2	搬入廃棄物を受入基準（3ページ（4）参照）に適合していなかった場合
3	安定型産業廃棄物の搬入の際、管理型産業廃棄物が混入していた場合
4	搬入廃棄物や運搬車両等が届出内容と異なっていた場合
5	搬入時に必要な書類（8ページ（1）参照）が揃っていない場合
6	燃え殻、汚泥、鉋さい及びばいじんの搬入の際、埋立承認期限（13ページ（1）参照）が切れていた場合
7	その他受入れが不適当と判断された場合

(3) 受入停止措置

受入不可措置1～4及び7の不正搬入は、それを行った事業者に対し、状況に応じて受入停止等の措置を執ることがあります。

受入停止措置を要する不正搬入の状況

1	不正搬入が継続して行われてきたもの（または、そのおそれがあるもの）
2	再発のおそれがあるもの
3	悪質性を有するおそれがあるもの

受入停止措置の内容

	不正行為等の内容	措置の内容
1	原因究明の本市指導に対し、誠実な対応がなされなかった場合	誠実な対応がなされたと判断されるまでの間、 受入一時停止 とします。
2	原因究明の本市指導の結果、過失による不正搬入が確認された場合	対策が講じられた判断されるまでの間、 受入一時停止 とします。
3	原因究明の本市指導の結果、故意の不正搬入が確認された場合	故意の不正搬入が確認された日から1年間、受入停止 とします。
4	3（故意の不正搬入）が再発した場合	無期限で受入停止 とします。
5	原因究明の本市指導の結果、廃棄物処理法の違法行為が確認された場合	受入停止措置とは別に、廃棄物処理法の規定による 行政処分 を課すこととなります。

※ **受入一時停止については、文書によりこれを通知します。受入停止については、文書によりこれを通知し、残っている産業廃棄物搬入確認書を返却いただきます。**